

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。  
[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年10月2日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：モンゴル 担当：産業開発・公共政策部  
案件名：国税庁徴税機能強化及国際課税取組支援プロジェクト

1 契約予定期間：2013年12月上旬～2016年10月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
税務行政に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月16日から2013年10月18日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月16日から2013年10月21日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年11月8日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 11月中旬
- (5) 契約交渉 : 11月下旬～12月上旬

5 業務の目的

1990年に社会主義体制から市場経済に移行したモンゴルは、1993年に一般税法を成立させるなど、近代的な徴税システムを導入してきた。モンゴル国税庁（GDT：General Department of Taxation）は徴税制度の基盤を整備し、税収を上げることを主な目的として掲げてきた。2011年時点では、税収は歳入の82-84%を占め、同所得水準の国（対GDP比率36-38%）に比較して高い税収比率を確保している。その一方、モンゴルの法人所得税は課税ベースが非常に狭く、多くの企業が法人所得税の納税を免除されている。モンゴルの企業約7万3千社のうち実際に納税しているのは約半数と言われ、大企業320社が法人所得税全体の85.5%を納付している。法人所得税には多額の徴税コストがかかっているが、一般に納税コンプライアンスが低く、滞納残高および徴税コストの増加が課題となっている。GDTによると現在の滞納額は2000億モンゴル・トゥグルグ（税収の10%程度）とも認識されており、滞納防止や滞納処理のための徴収能力の向上や催告制度等の改善が求められている。

また、近年モンゴルでは、銅や石炭等の鉱山開発が活発に進められており、多くの多国籍企業・外資企業が進出している。しかし、モンゴル税法では国際課税にかかる制度が未整備で、税法解釈や国際課税に関する運用が脆弱であり、これら国際企業の過度の租税回避行為への対策が不十分である。制度整備や税法解釈等を十分に行うために国際課税に関する知見を有する人材が必要であるが、人材不足が顕在化しており、国際課税分野の人材育成、実務基盤の整備が課題となっている。

このような背景のもと、モンゴル政府は我が国に対して、これらに係る技術協力を要請した。これを受けて、2013年6月に詳細計画策定調査を実施し、2013年9月17日にモンゴルの税務行政の能力強化を目的とした本件「国税庁徴税機能強化及国際課税取組支援プロジェクト」として、両国間で討議議事録（Record of Discussions:R/D）の署名・交換を行った。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

モンゴル国ウランバートル（国税庁）及び21県、ウランバートル市・区（税務署）  
活動拠点は、ウランバートル市内にある国税庁であるが、セミナー等を地方で開催することもありうる。

(2) 業務実施機関

実施機関はモンゴル国税庁（GDT：General Department of Taxation）である。

(3) 業務内容

本プロジェクトは、モンゴル国税庁において、国際課税分野の知識・技能習得、実務基盤の整備及び、徴収手続きの改善を行うことにより、モンゴル国税庁の国際課税と徴税に関する能力強化を図り、もってモンゴルにおける税務行政の適正かつ公正な執行に寄与するものである。具体的には以下の活動を実施予定。

ア 国際課税に関する基礎的な知識及び技能の習得に向けた活動

- (ア) 国際課税に関するモンゴルの法令・規則・ルールに関する情報収集を行う。
- (イ) 締結済みの租税条約に関する評価（日本・国際規準等との比較等）を行い、国内法の規定の改善・運用等に関する提言・助言を行う。
- (ウ) 国際課税に関するC/P機関の知識・経験を分析し、その習得ニーズをベース・ラインとして把握する。
- (エ) 本邦研修において国際課税に関する概論を紹介する。

- (オ) モンゴルにおいて国際課税に関する実務での実践が可能な基礎的研修を実施する。
- イ 国際課税の実務を実施するための基盤整備のための活動
- (ア) MTA (Mongolian Tax Administration) (\*)の納税者と情報交換に関する活動に関連した情報管理の現状に関する分析を行い、その報告書を作成する。
- (イ) 日本の情報交換に関する基礎的な知識を教える。
- (ウ) 研修用テキストとして使用する「OECD Model Tax Convention on Income and on Capital」をモンゴル語に翻訳する。
- (エ) GDTにおける人材育成計画を立案する。
- (オ) 国際課税に関する既存の研修カリキュラムと教材を、プロジェクトが提供した日本の教材とも比較しながらレビューする。
- (カ) 研修センターが実施する一般の税務署職員向け研修に使用するために、既存の教材を修正する。
- (キ) 国際税務に関するトレーナートレーニングを実施する。
- (ク) 日本での研修から帰国した職員の配属先における国際課税に関する業務の従事状況をモニターし、ピアレビュー実施のための準備をする。
- (ケ) ピアレビューにおいて中級レベルの調査官の国際課税分野に関する業務のフォローアップを行う。
- (コ) GDTのニーズに基づき日本国税庁による中級レベルの国際課税に関するトレーニングを実施する。
- ウ MTAの徴収手続き改善に向けた活動
- (ア) モンゴルにおける徴収部門の滞納整理業務(含滞納処分、滞納整理)の原状の課題を分析し、その結果を日本での研修において発表する。
- (イ) 日本において広く行われている滞納処理の方法を紹介する。
- (ウ) 滞納整理の方法(秘匿資産の調査、分割払い、納付期限を過ぎた納税者への電話による催告、インターネットを利用した公売など)モンゴルにおいて効果的な滞納整理のオプションについて議論をし、必要な助言を行う。
- (エ) GDTに対し、滞納者を対象とする催告センターの設立に必要な基本的な考え方、ルールや業務手順を助言する。
- (オ) 催告センターの日常の運営と改善に関する助言をする。
- (\*) MTAは国税庁(GDT)及び、首都や県、地区の税務局や税務署、ソムの税務部及び税務調査官から構成される。

## 7 成果品等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 業務計画書   | (2013年12月下旬、2014年8月上旬)                    |
| (2) ワークプラン  | (2014年2月下旬、2014年9月上旬)                     |
| (3) 事業進捗報告書 | (2015年1月上旬、2015年7月下旬、2016年1月上旬、2016年7月下旬) |
| (4) 業務完了報告書 | (2014年7月下旬、2016年10月中旬)                    |

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/人材育成(評価対象予定者)
- (2) 国際課税1(評価対象予定者)
- (3) 国際課税2
- (4) 徴税

## 9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定。
- (2) 本プロジェクトにおいては、C/Pを対象とした日本国税庁による現地研修、本邦研修を複数回実施予定。
- (3) 2013年6月に詳細計画策定調査実施済み。
- (4) 2013年9月にR/D締結済み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。